

西宮市立甲子園浜小学校いじめ防止基本方針

西宮市立甲子園浜小学校

1 はじめに

いじめは、人権を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではない。我々教職員には、いじめられている児童がいた場合には守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく責務がある。

「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの児童にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭を始め、地域や関係機関とも連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努め、万が一いじめがあった場合は、「いじめは決して許されない」という指導を徹底することを肝に銘じるものである。

全児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校『いじめ防止基本方針』を策定する。

2 基本的な考え方

本校は、「笑顔あふれる学校～ひとに優しく、自分に優しく～」を学校教育目標として、学ぶ楽しさと心豊かな児童の育成をめざしている。

全ての児童が安全な環境のもと、安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組めるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をもち、人権教育を基盤とした学級づくりを進めるとともに、豊かな心をもって、好ましい人間関係のもと、「いじめを生まない、許さない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）基本的な認識

- ① いじめはどの児童にも、どの集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめには大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いやがらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れかわりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり集中的に行われたりすることによって生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行・恐喝等の刑事法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の

了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導體制

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ未然防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。また、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実等を図る。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

(4) 取組の方針

① 未然防止

- ・ いじめ防止の基盤となる「一人一人の人権を大切にした教育」の推進
- ・ 「承認」と「秩序」を基盤に、支持的風土のある学級・学年づくりの推進
- ・ 小集団での聴く・話す活動のある、学び合う授業のための研究推進
- ・ 保護者とのつながりを大切にした家庭への連絡や懇談の実施と推進
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 「あいさつ・安全・安心」を重視した生徒指導の推進
- ・ 人権教育・道徳教育の充実と体験・交流活動を取り入れた特別活動の推進
- ・ 情報モラル育成のための情報教育の充実
- ・ ネット上のいじめへの対応のための教職員やPTA研修の実施

② 早期発見

- ・ 早期発見のための各学期に1回のアンケート調査（6月、11月、2月）の実施

- ・ アンケートに気になる記述があれば、児童に確認を行い、組織的に即時対応する。
- ・ 学年打ち合わせ会や職員会議における相互報告の機会の充実と報告書の活用

③ 早期対応

- ・ いじめを発見した場合の速やかな対応・措置
- ・ いじめを発見した場合に中核となるいじめ対策委員会の体制整備
- ・ 西宮市いじめ防止基本方針に沿った、本校の方針策定ならびに組織的な連携の推進

④ 家庭や地域との連携

- ・ P T A 愛護部や補導委員、地域における見守り活動との連携

⑤ 関係機関との連携について

- ・ スクールカウンセラーとの連携
- ・ スクールソーシャルワーカーとの連携（毎週木曜日）

⑥ 学校等間の連携協力

- ・ 保育所・幼稚園・中学校等との指導体制、指導内容の共有
- ・ 複数の学校が関係するいじめについては、生徒指導担当者が連携協力体制を図る。

⑦ 警察との相談・通報及び連携

- ・ 学校と警察は児童を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであるとの認識のもと、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- ・ 犯罪行為（触法行為含む）として取り扱われるべきいじめの場合は、直ちに警察に相談・通報を行い適切な援助を求める。
- ・ 犯罪行為に該当しなくとも、減に重大な被害が生じている、または重大な被害に発展する恐れがある場合も、警察による注意や説諭も期待できることから、積極的に警察に相談・通報する。
- ・ インターネット上のいじめについて、なかでも匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連の事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐために、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、児童が自殺を企図した場合
- ② いじめにより、身体に重大な傷害を負った場合
- ③ いじめにより、金品等に重大な被害を被った場合
- ④ いじめにより、精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより、長期間登校できない状態になった場合

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

- ① 重大事態を確認した時点で、「いじめ対策委員会」を開催し、本委員会で対応を進めることを確認する。それまでの記録を集約して今後の情報収集と記録を一本化する。
- ② ただちに市教育委員会に報告し、学校保健安全課と協議しながら対応していく。
- ③ 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者として、学校保健安全課の心理士や SSW の派遣を要請し、いじめを受けた児童又はその保護者に対して、心理士や SSW の協力を得ながら適切な支援を行う。
- ④ いじめを受けた(被害)者、いじめを認知した(目撃)者、いじめを行った(加害)者等、調査の対象と調査者の分担を具体的に決め、調査を行う。
- ⑤ 分担して調査した事項を集約し、時系列に整理しながら、加害被害の事実を突き合わせて確認する。調査結果に行き違いがあった場合、再度調査対象者に確認したり、調査対象者を広げたりして事実確認を行う。
- ⑥ 被害児童とその保護者に正確な事実を具体的に伝え、教育的解決を意図しながら、被害児童と保護者が、いじめを行った児童とその保護者に対して何を望むかを確認する。
- ⑦ いじめを行った児童への指導とその保護者への指導及び協力要請の方針を決める。
- ⑧ いじめを行った児童の保護者に対して、正確な事実を具体的に伝え、いじめを行った児童とその保護者に対して、いじめを受けた児童やその保護者の意向に沿った、教育的な責任の取り方等の助言を行う。
- ⑨ 被害児童の保護者が「謝罪の場」等の設定を求めた場合は、被害児童の保護者の意向に沿いながら教育的な形で実施する。
- ⑩ 市が調査委員会（第三者委員会）を立ち上げた際には、その調査に全面的に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学習会や懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。いじめに対する対応はもちろんのこと、いじめをおこさない支持的風土のある学級造りを基本としていじめの防止に取り組む。いじめを克服する当事者である子どもたちが、不合理なことに対して「許されない」と声を上げられるよう育つこと、声を上げられるような学級を作ることで、いじめ問題の解決や克服につなげられる事を願って日々の教育に組織的に取り組んでいく決意である。